



2021年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社ワイヤレスゲート
(コード9419：東証第一部)
住 所 東京都品川区東品川2-2-20
天王洲オーシャンスクエア5階
代 表 者 代表取締役CEO 池田 武弘
問合せ先 執行役員CFO管理本部長 内田 則崇
(TEL. 03-6433-2045)

取締役に対するストックオプションとしての 新株予約権の報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及びその内容に関する決議を、2021年3月26日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 報酬として新株予約権を割当てる理由

当社取締役が当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することにより、企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として株式報酬型ストックオプションを導入するものであります。

2. スtockオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当の対象者及び割り当てる新株予約権の数

監査等委員でない対象取締役については1,300個、監査等委員である対象取締役については200個とし、各対象取締役について、それぞれ以下に定める数の新株予約権を割り当てるものとします。

| | |
|-----------------------|---------|
| 当社取締役 濱 暢宏 | 1,000 個 |
| 当社取締役 成田 徹 | 300 個 |
| 当社監査等委員である社外取締役 西 康宏 | 100 個 |
| 当社監査等委員である社外取締役 渡邊 龍男 | 100 個 |

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が、当社普通株式につき株式分割（当社普通

株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じです。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行います。かかる調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の発行は、取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに行う新株予約権の発行であり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は財産の給付を要しないものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から10年以内の範囲で、当社取締役会において定めます。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権の割当てを受けた者以外の者は新株予約権を行使することはできません。

ii 新株予約権の割当てを受けた者は、2023年12月期の当社損益計算書上の営業利益(単体)が以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該各号に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

① 400,000千円を超える場合

割当てを受けた新株予約権の総数の100%

② 200,000千円を超え、400,000千円未満の場合

割当てを受けた新株予約権の総数の50%

iii 2023年12月期の当社損益計算書上の営業利益(単体)に関して、上記①又は②の目標数値を下回った場合、2023年12月期に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、新株予約権は消滅する。

iv 上記(2)及び(3)に関して、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会において合理的に定めるものとする。

v 新株予約権の割当てを受けた者は、2023年12月31日時点において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

vi 新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役会で定める一定の非違行為があったことその他当社取締役会において定める事由に該当した場合には、新株予約権を行使することができません。

vii その他の新株予約権の行使条件の細目については、当社取締役会において定めます。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の当社取締役会で定める組織再編等に関する議案が当社株主総会（当該組織再編等に関して株主総会の承認を要しない場合は当社取締役会）で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

以上